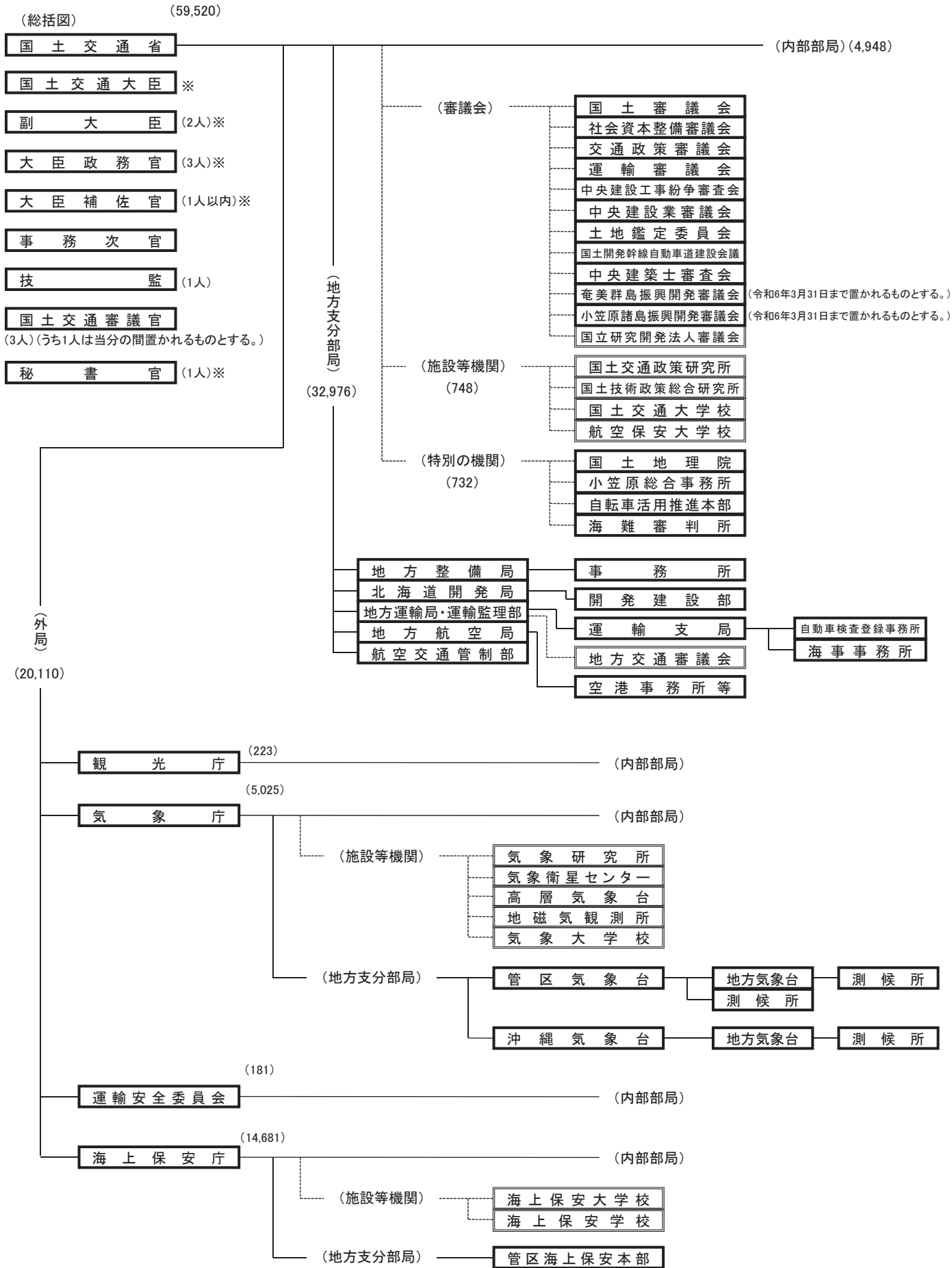


国土交通省



(内部部局) (4,948)

企画専門官	(各課を通じて212人以内)
研修審議委員	
法令審査委員	
技術検定委員	(120人以内)

大臣官房 (851)

総括審議官	(2人)
技術総括審議官	(1人)
政策立案総括審議官	(1人)
公共交通・物流政策審議官	(1人)
土地政策審議官	(1人)
危機管理・運輸安全政策審議官	(1人)
海外プロジェクト審議官	(1人)
公文書監理官	(1人)
政策評価審議官	(1人)
サイバーセキュリティ・情報化審議官	(1人)
審議官	(23人 うち1人充て職)
技術審議官	(5人)
参事官	(21人)
技術参事官	(1人)
総括監察官	(1人)

人事課	
総務課	
広報課	
会計課	
福利厚生課	
技術調査課	
危機管理官	(1人)
運輸安全監理官	(1人)

官庁営繕部 (207)

管理課
計画課
整備課
設備・環境課

総合政策局 (344)

次長 (1人)

総務課
政策課
社会資本整備政策課
バリアフリー政策課
環境政策課
海洋政策課
交通政策課
地域交通課
モビリティサービス推進課
物流政策課
公共事業企画調整課
技術政策課
国際政策課
海外プロジェクト推進課
情報政策課
行政情報化推進課

国土政策局 (115)

- 総務課
- 総合計画課
- 広域地方政策課
- 地方振興課
- 離島振興課
- 計画官
- 特別地域振興官

(令和15年3月31日まで置かれるものとする。)
(1人)
(1人) (令和6年3月31日まで置かれるものとする。)

不動産・建設経済局 (214)

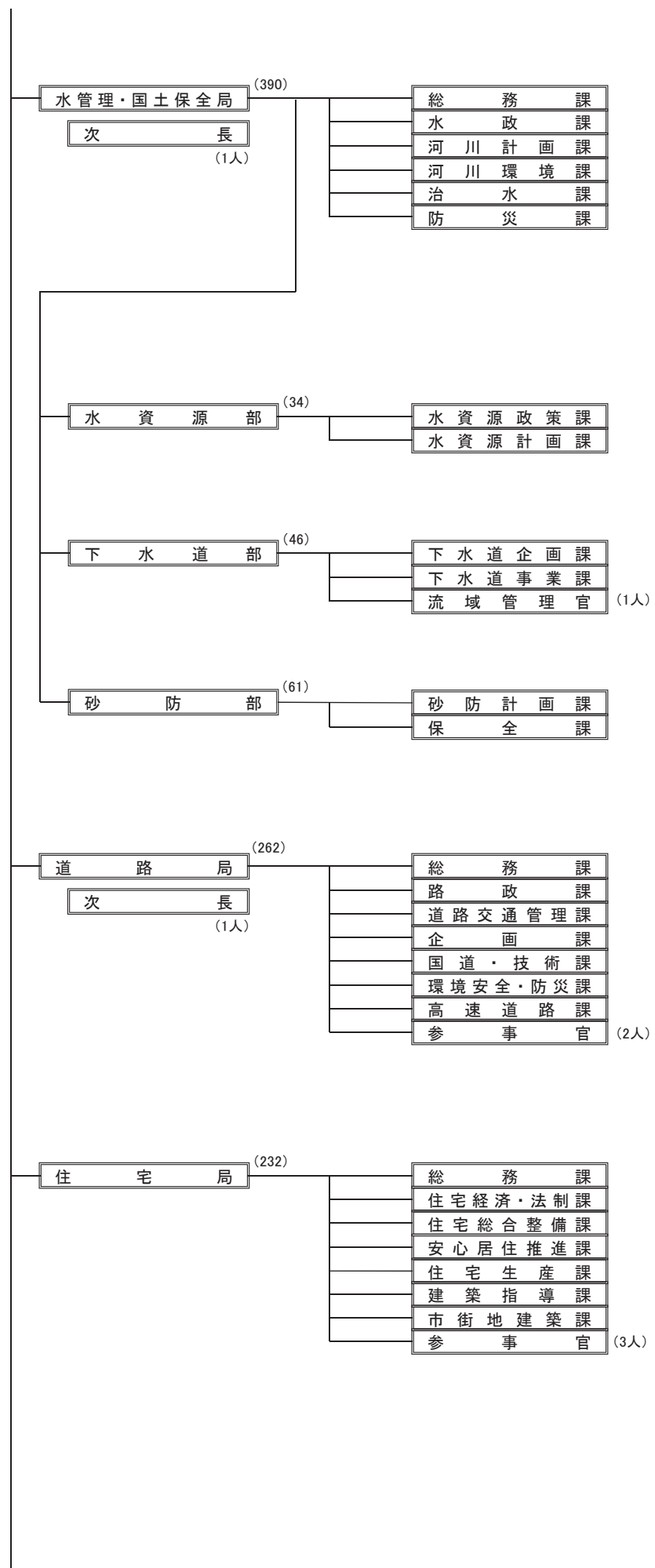
次長 (1人)

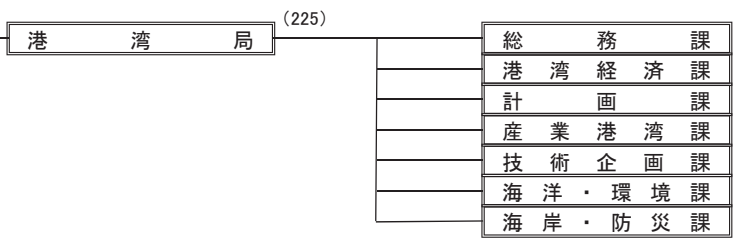
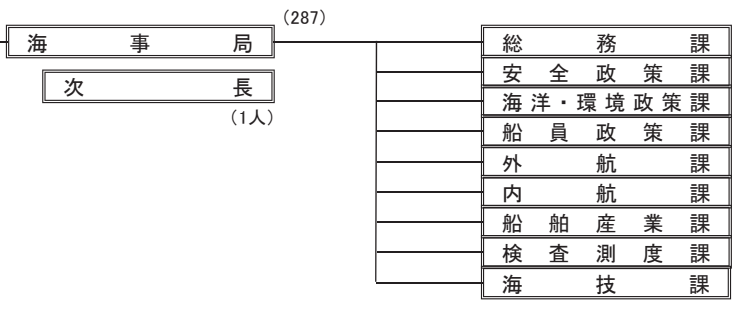
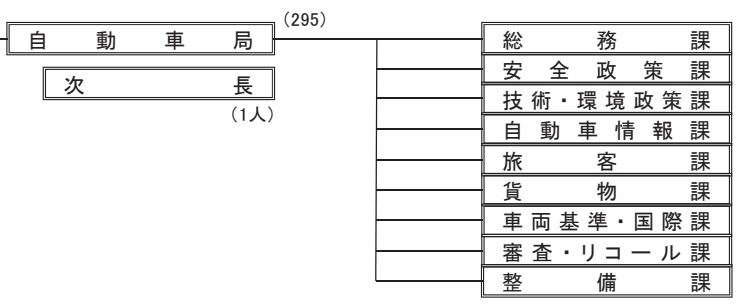
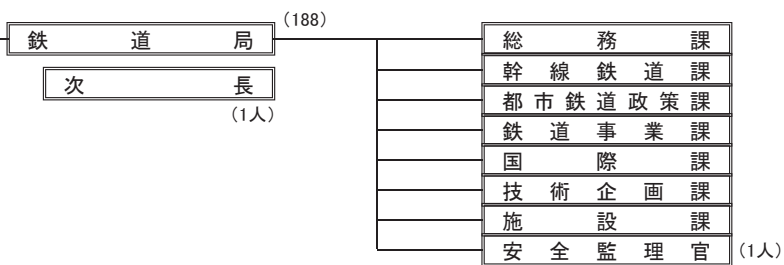
- 総務課
- 国際市場課
- 情報活用推進課
- 土地政策課
- 地価調査課
- 地籍整備課
- 不動産業課
- 不動産市場整備課
- 建設業課
- 建設市場整備課
- 参事官

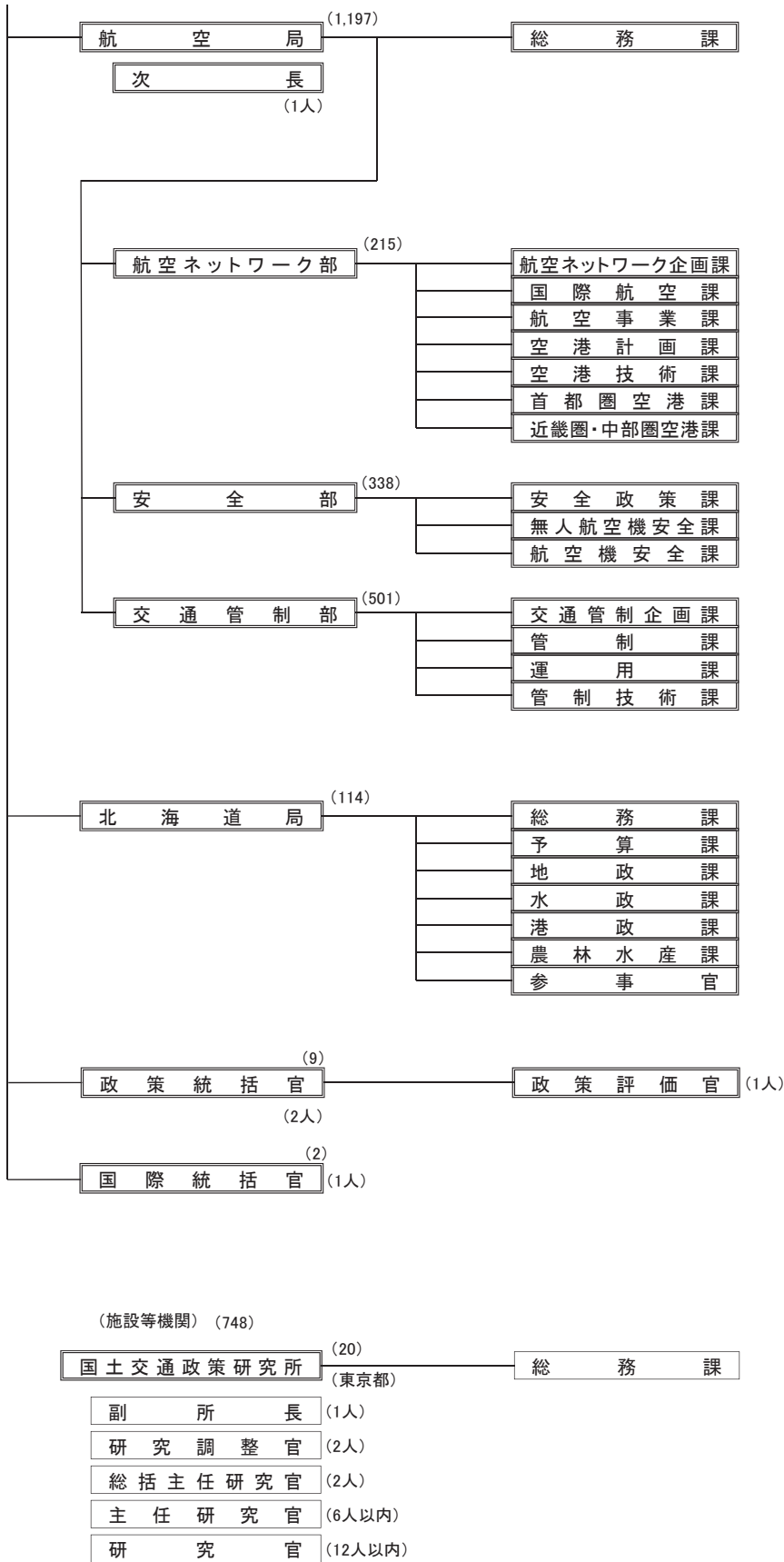
都市局 (223)

- 総務課
- 都市政策課
- 都市安全課
- まちづくり推進課
- 都市計画課
- 市街地整備課
- 街路交通施設課
- 公園緑地・景観課
- 参事官

(令和11年3月31日まで置かれるものとする。)

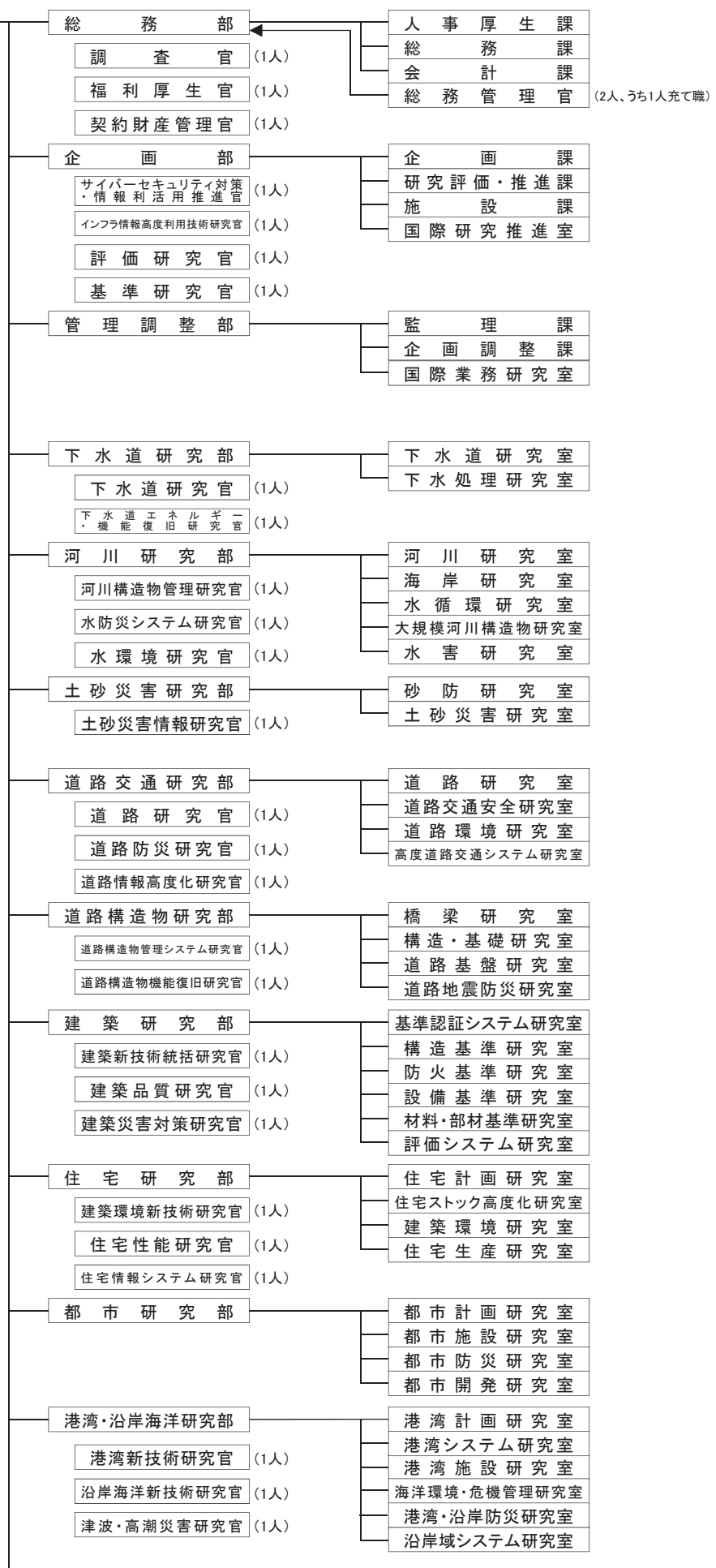


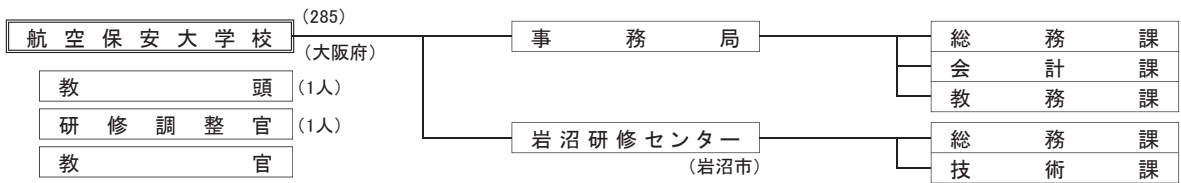
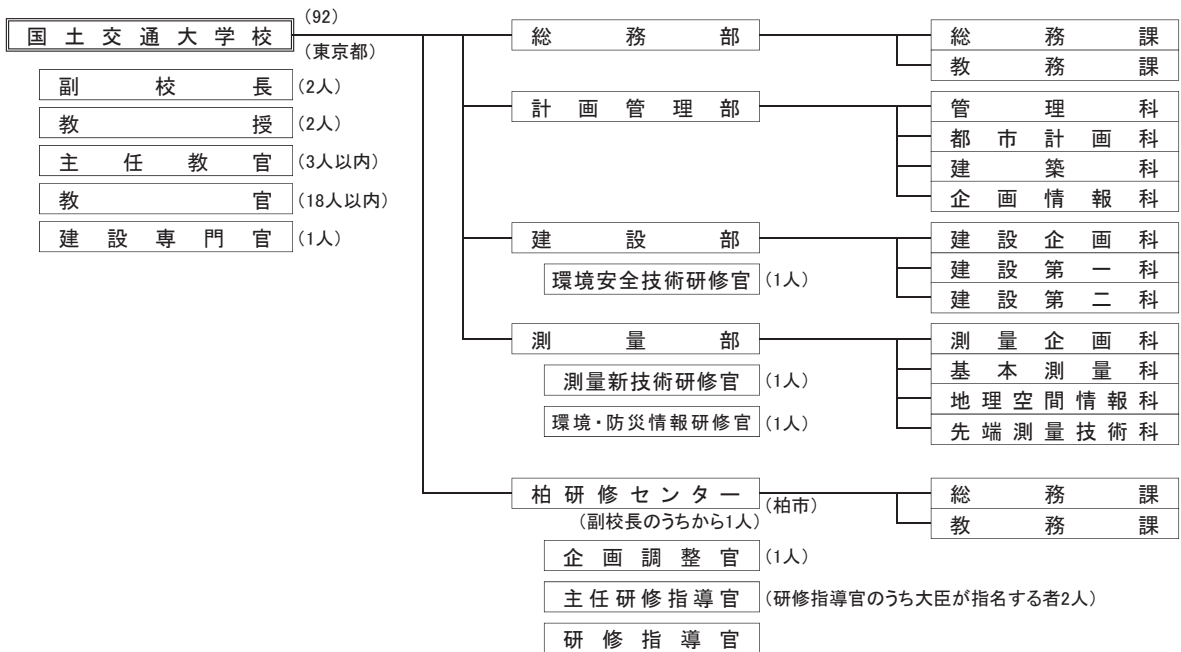
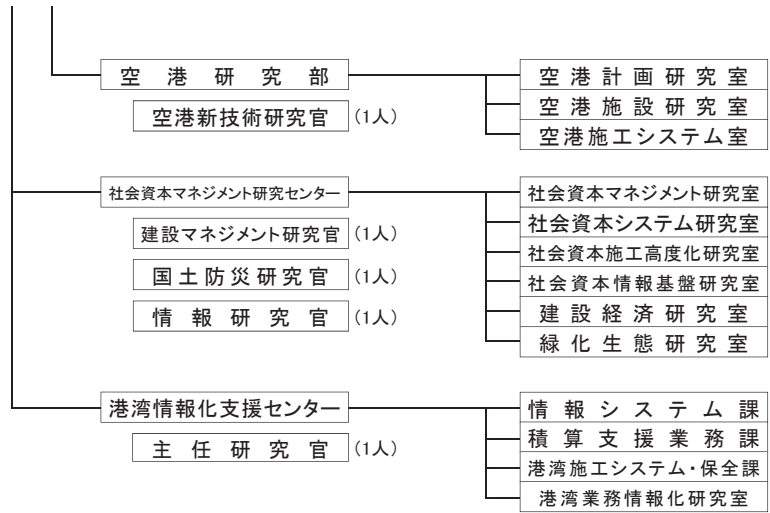




国土技術政策総合研究所 (351)
(茨城県)

副 所 長 (2人)
研 究 総 務 官 (2人)
建 設 専 門 官 (3人以内)

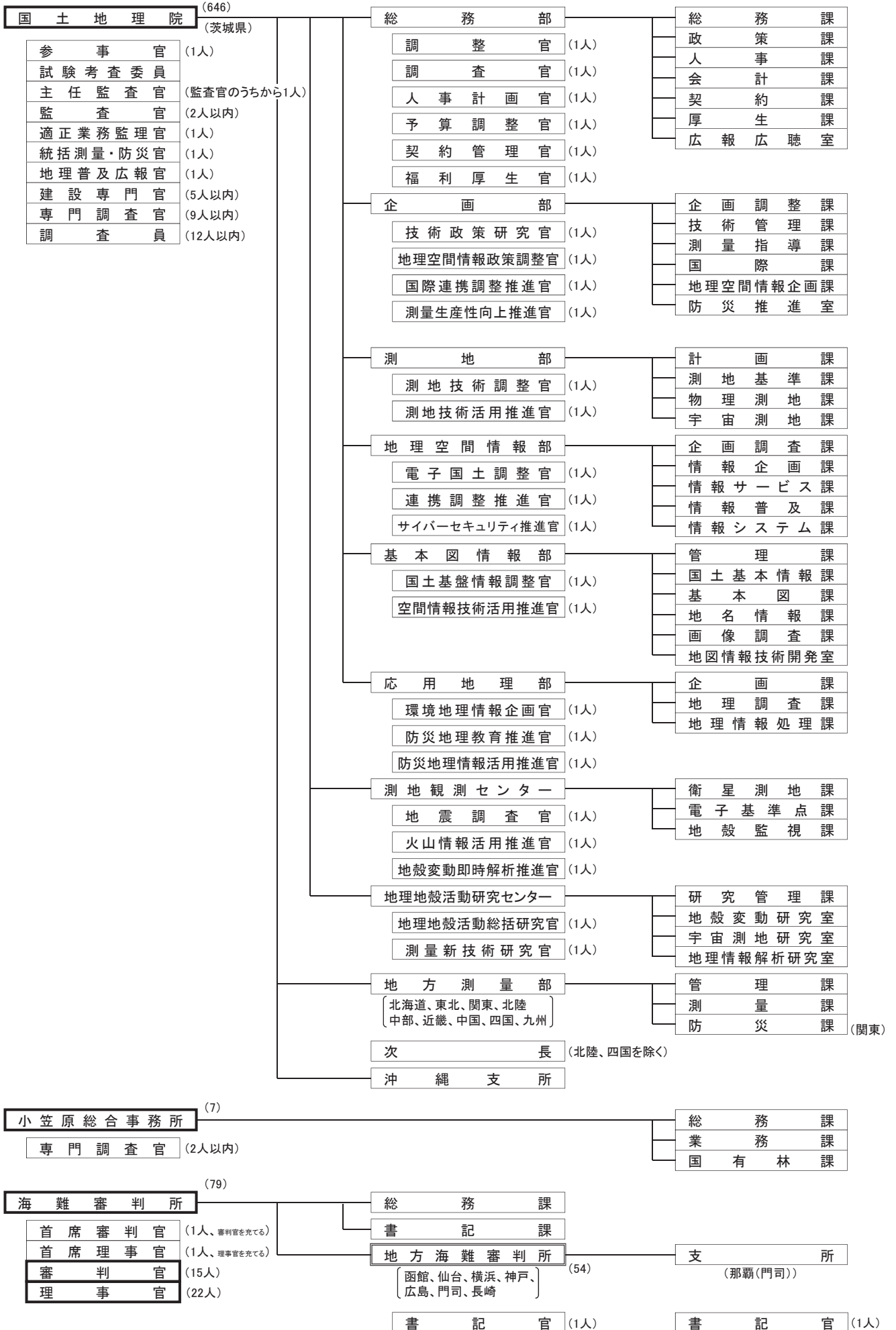




- 航空管制科長 (教官のうちから大臣が指名する者)
- 航空情報科長 (教官のうちから大臣が指名する者)
- 航空電子科長 (教官のうちから大臣が指名する者)
- 特別研修科長 (教官のうちから大臣が指名する者)

- 首席教官 (1人)
- 教官
- 専門研修調整官
- 管制科長 (教官のうちから大臣が指名する者)
- システム科長 (教官のうちから大臣が指名する者)
- 運用科長 (教官のうちから大臣が指名する者)
- 無線科長 (教官のうちから大臣が指名する者)
- 特別専門研修科長 (教官のうちから大臣が指名する者)

(特別の機関) (732)



(地方支分部局) (32,976)

地 方 整 備 局		(19,296)
東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州		
副 局 長		(北陸は1人、他は各2人)
東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、九州		
次 長		(四国は2人)
主 任 監 査 官		(各1人)
入 札 契 約 監 査 官		(各1人)
監 査 官		(各2人以内)
広 報 広 聴 対 策 官		(各1人)
適 正 業 務 管 理 官		(各1人)
統 括 防 災 官		(各1人)
総 括 防 災 調 整 官		(各1人)
防 災 管 理 官		(各1人)
防 災 情 報 調 整 官		(各1人) (四国を除く)
災 害 査 定 官		(各地方整備局を通じて16人以内) (充て職)
防 災 室		(各1人)
災 害 対 策 マ ネ ジ ム ン ト 室		(各1人)
建 設 専 門 官		(地方整備局を通じて989人以内)
統 括 建 設 管 理 官		(地方整備局を通じて3人以内)
先 任 建 設 管 理 官		(地方整備局を通じて88人以内)
営 繕 技 術 専 門 官		(地方整備局を通じて47人以内)
保 全 指 導 ・ 監 督 官		(地方整備局を通じて55人以内)
用 地 官		(地方整備局を通じて28人以内)

総 務 部			人 事 課	
総 括 調 整 官	(各2人)		総 務 課	
調 査 官	(近畿は2人、他は1人)		会 計 課	
人 事 計 画 官	(各1人)		契 約 課	
人 事 企 画 官	(各1人)		経 理 調 達 課	
予 算 調 整 官	(各1人)		厚 生 課	
契 約 管 理 官	(各2人)			
財 産 管 理 官	(1人) (関東)			
福 利 厚 生 官	(各1人)			
企 画 部			企 画 課	
企 画 調 整 官	(各1人) (北陸、近畿、四国を除く)		広 域 計 画 課	
企 画 調 査 官	(各1人) (北陸、近畿、四国)		技 術 管 理 課	(関東、近畿)
技 術 企 画 官	(各1人)		技 術 調 査 課	
環 境 調 整 官	(各1人)		施 工 企 画 課	
技 術 調 整 管 理 官	(各1人)		情 報 通 信 技 術 課	
技 術 開 発 調 整 官	(各1人)			
事 業 調 整 官	(各1人) (東北を除く)			
工 事 品 質 調 整 官	(各1人) (東北、四国を除く)			
震 災 対 策 調 整 官	(1人) (東北)			
震 災 伝 承 推 進 官	(1人) (東北)			
総 括 技 術 検 査 官	(各1人)			
技 術 検 査 官	(各10人以内、各地方整備局を通じて70人以内)			
建設情報・施工高度化技術調整官	(各1人)			
電気情報技術高度化調整官	(1人) (関東)			

建 政 部

事業認定調整官	(各1人)(北陸、四国を除く)
建設産業調整官	(各1人)
建設業適正契約推進官	(各1人)(四国を除く)
不動産業適正化推進官	(各1人)
土地市場監視官	(各1人)(関東、中部、九州)
都市調整官	(各1人)
公園調整官	(各1人)(関東、中部、近畿、九州)
下水道調整官	(1人)(関東)
住宅調整官	(各1人)

計画・建設産業課	(北陸、中国、四国)
計画管理課	(北陸、中国、四国を除く)
建設産業課	(東北、中部、九州)
建設産業第一課	(関東、近畿)
建設産業第二課	(関東、近畿)
都市・住宅整備課	(東北、北陸、中国、四国)
都市整備課	(関東、中部、近畿、九州)
住宅整備課	(関東、中部、近畿、九州)
建築安全課	(関東、近畿)

河 川 部

河川調査官	(各1人)
水政調整官	(各1人)
地域河川調整官	(各1人)
総合土砂管理官	(各1人)(関東、中部)
河川情報管理官	(各1人)
低潮線保全官	(各1人)(関東、九州)
河川保全管理官	(各1人)(北陸、四国を除く)
広域水管理官	(各1人)
河川保全専門官	(各2人(うち1人充て職)以内)
水災害対策専門官	(各1人)

水政課	
河川計画課	
地域河川課	
河川環境課	(北陸、四国を除く)
河川工事課	
河川管理課	
水災害予報センター	
水災害対策センター	(関東、北陸、中部、中国)

道 路 部

道路企画官	(各1人)(関東、近畿)
道路調査官	(各1人)(関東、近畿を除く)
路政調整官	(各1人)
交通拠点調整官	(1人)(関東)
地域道路調整官	(各1人)
特定道路工事対策官	(各1人)(北陸、四国、九州を除く)
道路情報管理官	(各1人)
道路保全企画官	(各1人)
高規格道路管制官	(各1人)(関東、北陸、四国を除く)
道路構造保全官	(各17人以内、各地方整備局を通じて62人(うち46人充て職)以内)

路政課	
道路計画課	(北陸、中部、中国、四国)
道路計画第一課	(東北、関東、近畿、九州)
道路計画第二課	(東北、関東、近畿、九州)
地域道路課	
計画調整課	(関東、中部、近畿)
道路工事課	
道路管理課	
交通対策課	

港 湾 空 港 部

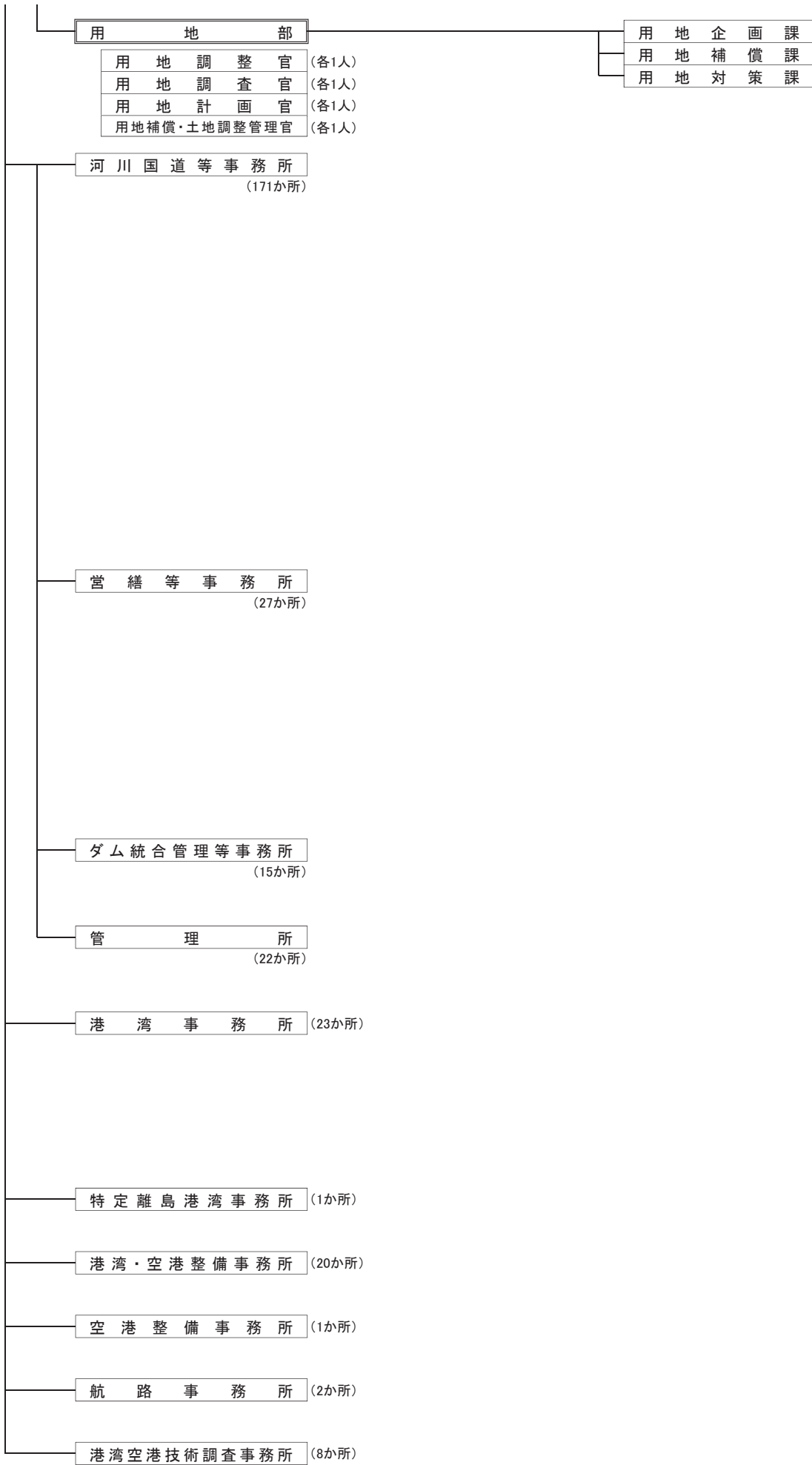
港湾空港企画官	(各1人)
計画企画官	(各1人)
事業企画官	(各1人)
技術審査官	(各1人)
港湾危機管理官	(各1人)
港湾保安管理官	(地方整備局港湾空港部を通じて20人以内、(充て職))
事業継続計画官	(各1人)(関東、中部、近畿、九州)
港湾情報化推進官	(各1人)
港湾高度利用調整官	(各1人)
港政調整官	(各1人)
品質検査官	(地方整備局港湾空港部を通じて8人以内)
東京国際空港対策官	(1人)(関東)
補償管理官	(各1人)(関東、近畿)
土砂処分管理官	(各1人)(北陸、中部、九州)

港政課	
港湾管理課	
港湾計画課	
港湾事業企画課	
港湾空港整備・補償課	(関東、九州を除く)
港湾整備・補償課	(関東、九州)
空港整備課	(関東、九州)
海洋環境・技術課	
港湾空港防災・危機管理課	
特定離島港湾計画課	(関東)
クルーズ振興・港湾物流企画室	
工事安全推進室	
品質確保室	
首都圏臨海防災センター	(関東)
近畿圏臨海防災センター	(近畿)

営 繕 部

営繕特別事業管理官	(1人)(関東)
営繕調査官	(各1人)
営繕調整官	(1人)(関東)
営繕品質管理官	(各1人)(北陸、四国を除く)
設備技術対策官	(各1人)(北陸、四国を除く)
官庁施設管理官	(各1人)
官庁施設防災対策官	(各1人)
営繕設計審査官	(関東は4人以内、四国は1人、他は2人以内)

計画課	
調整課	(北陸、四国を除く)
整備課	
営繕技術管理課	(関東)
技術・評価課	
保全指導・監督室	



(別表)

事務所等一覧表			
河川国道事務所 ※1	45	青森、岩手、仙台、秋田、湯沢、能代、山形、酒田、福島、常陸、高崎、甲府、高田、羽越、富山、金沢、沼津、浜松、三重、福井、福知山、姫路、豊岡、和歌山、紀南、鳥取、倉吉、浜田、福山、三次、山口、徳島、香川、松山、大洲、高知、中村、長崎、熊本、八代、大分、佐伯、宮崎、延岡、大隅	
砂防国道事務所	1	多治見	
復興事務所 ※2	2	宮城南部、八代	
河川事務所	河川一般 ※3	35	高瀬川、北上川下流、下館、霞ヶ浦、久慈川緊急治水対策、利根川上流、荒川上流、江戸川、利根川下流、荒川下流、京浜、信濃川下流、信濃川、阿賀川、千曲川、木曾川上流、庄内川、豊橋、木曾川下流、淀川、猪名川、琵琶湖、出雲、岡山、高梁川・小田川緊急治水対策、太田川、那賀川、肱川緊急治水対策、筑後川、遠賀川、武雄、佐賀、菊池川、山国川、川内川
	河川・砂防 ※4	9	新庄、渡良瀬川、阿賀野川、黒部、静岡、天竜川上流、大和川、木津川上流、日野川
砂防事務所	15	日光、利根川水系、富士川、湯沢、立山、飯豊山系、松本、神通川水系、越美山系、富士、六甲、紀伊山系、広島西部山系、四国山地、阿蘇	
ダム砂防事務所	1	川辺川	
ダム工事事務所	9	成瀬、鳥海、利賀、新丸山、設楽、足羽川、大戸川、山鳥坂、立野	
総合開発工事事務所	2	鳴瀬川、三峰川	
導水工事事務所	1	霞ヶ浦	
調節池工事事務所	1	荒川	
国道事務所	43	三陸、南三陸沿岸、郡山、磐城、常総、宇都宮、大宮、北首都、首都、千葉、東京、相武、東京外かく環状、横浜、川崎、長野、新潟、長岡、岐阜、高山、静岡、名古屋、愛知、名四、紀勢、北勢、飯田、滋賀、京都、大阪、浪速、兵庫、奈良、松江、岡山、広島、山陰西部、土佐、福岡、北九州、佐賀、鹿児島、有明海沿岸	
公園事務所	7	東北国営公園、国営常陸海浜、国営昭和記念、国営越後丘陵、国営明石海峡、国営飛鳥歴史、国営海の中道海浜	
営繕事務所	13	盛岡、宇都宮、東京第一、東京第二、甲武、横浜、長野、金沢、静岡、京都、岡山、熊本、鹿児島	
技術事務所	8	東北、関東、北陸、中部、近畿、四国、九州	
道路メンテナンスセンター	6	東北、関東、中部、近畿、中国、九州	
ダム管理所	22	鳴子、釜房、七ヶ宿、玉川、月山、三春、摺上川、品木、二瀬、三国川、大町、長島、矢作、蓮、土師、弥栄、八田原、温井、苫田、大渡、緑川、鶴田	
ダム統合管理事務所	14	岩木川、北上川、最上川、利根川、鬼怒川、木曾川、天竜川、淀川、紀の川、九頭竜川、吉野川、肱川、渡川、筑後川	
広域ダム管理事務所	1	相模川水系	
出張所等		587か所	

- (注) ※1 河川国道事務所は、治水事業及び道路事業を所掌する。治水事業は、河川管理(改修等を含む。以下同じ。)の外、ダム事業、砂防事業及び海岸事業のうち一又は複数の事業を併せて所掌する事務所もある。
- ※2 雲仙復興事務所は砂防事業のみを所掌している。
- ※3 河川一般事務所は、河川管理を所掌する。更に、ダム事業、砂防事業、海岸事業及び国営公園事業のうち一又は複数の事業を併せて所掌する事務所もある。
- ※4 河川・砂防事務所は、河川管理及び砂防事業を所掌する。更に、ダム事業又は海岸事業を併せて所掌する事務所もある。
- ※5 国道事務所は、道路事業を所掌する。更に、国営公園事業を併せて所掌する事務所もある。
- ※6 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所、広島西部山系砂防事務所及び肱川緊急治水対策河川事務所は令和5年度末までの時限設置。
- ※7 宮城南部復興事務所及び久慈川緊急治水対策河川事務所は令和6年度末までの時限設置。
- ※8 八代復興事務所は令和7年度末までの時限設置。

事務所 (47)	港湾	(23)	青森、釜石、秋田、酒田、小名浜、千葉、東京、京浜、伏木富山、敦賀、清水、名古屋、三河、四日市、舞鶴、神戸、和歌山、宇野、下関、苅田、唐津、西之表、志布志
	特定離島港湾	(1)	関東地方整備局
	港湾・空港整備	(20)	八戸、塩釜、鹿島、新潟、金沢、大阪、境、広島、宇部、小松島、高松、松山、高知、北九州、博多、長崎、熊本、別府、宮崎、鹿児島
	空港整備	(1)	東京
	航路	(2)	東京湾口、関門
港湾空港技術調査事務所	(8)	仙台、横浜、新潟、名古屋、神戸、広島、高松、下関	

北海道開発局 (4,457)
(札幌市)

- 次長 (1人)
- 首席監察官 (1人)
- 入札契約監察官 (1人)
- 監察官 (1人)
- 監査官 (1人)
- アイヌ関連施設監理官 (1人、充て職)
- 営繕監督官 (12人以内)
- 建設監督官 (営繕部を除き89人以内)
- 用地官 (3人)
- 開発専門官 (本局に29人以内)

開発監理部
次長 (2人)
開発調査官 (3人)

- 総務課
- 人事課
- 会計課
- 職員課
- 用地課
- 開発計画課
- 開発調整課
- 開発調査課
- 開発連携推進課
- アイヌ施策推進課
- 広報室
- 職員研修室

事業振興部
調整官 (2人)

- 都市住宅課
- 工事管理課
- 技術管理課
- 防災課
- 機械課
- デジタル基盤整備課
- 建設産業課

建設部
調整官 (1人)

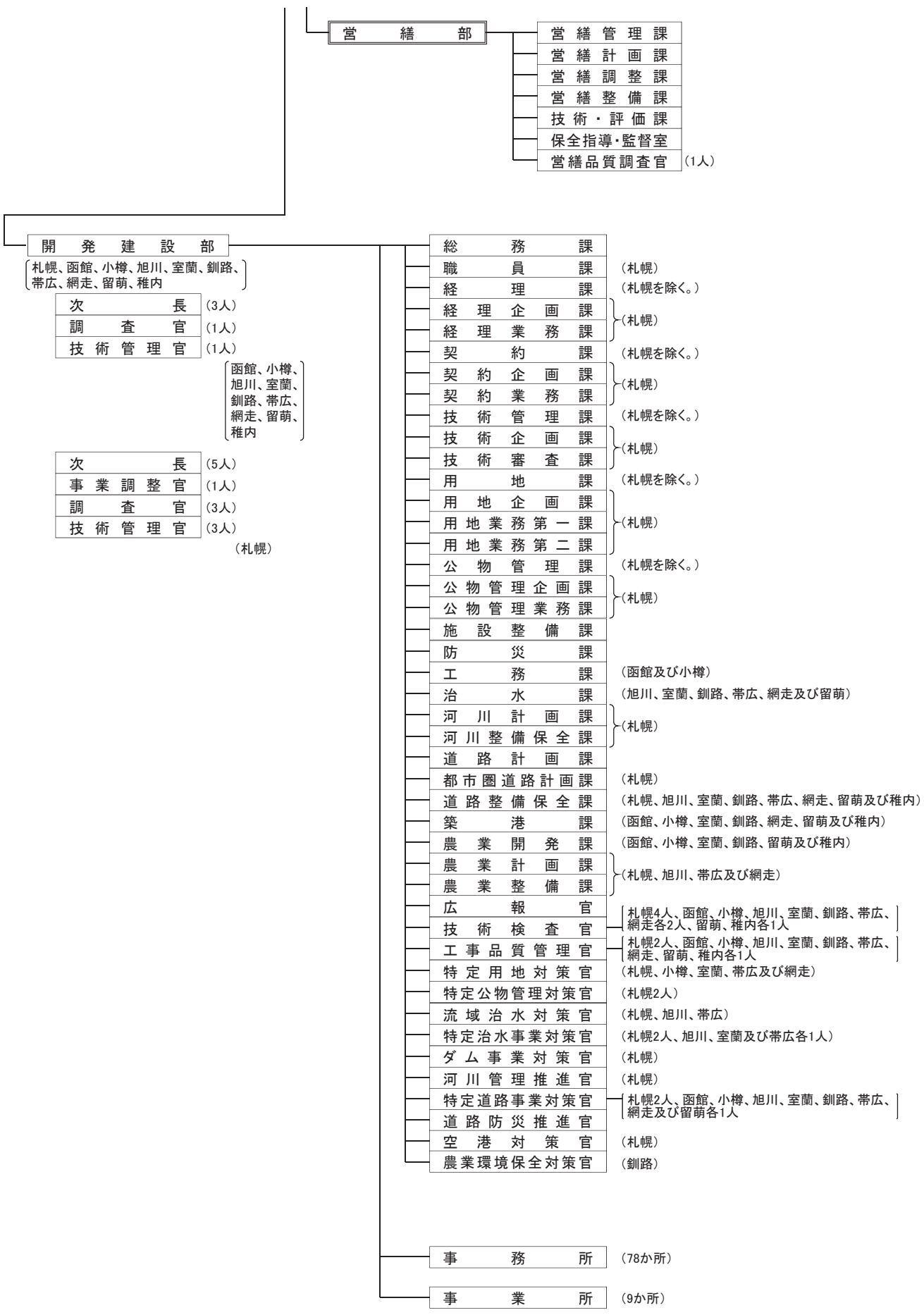
- 建設行政課
- 河川計画課
- 河川工事課
- 河川管理課
- 道路計画課
- 道路建設課
- 道路維持課
- 地方整備課

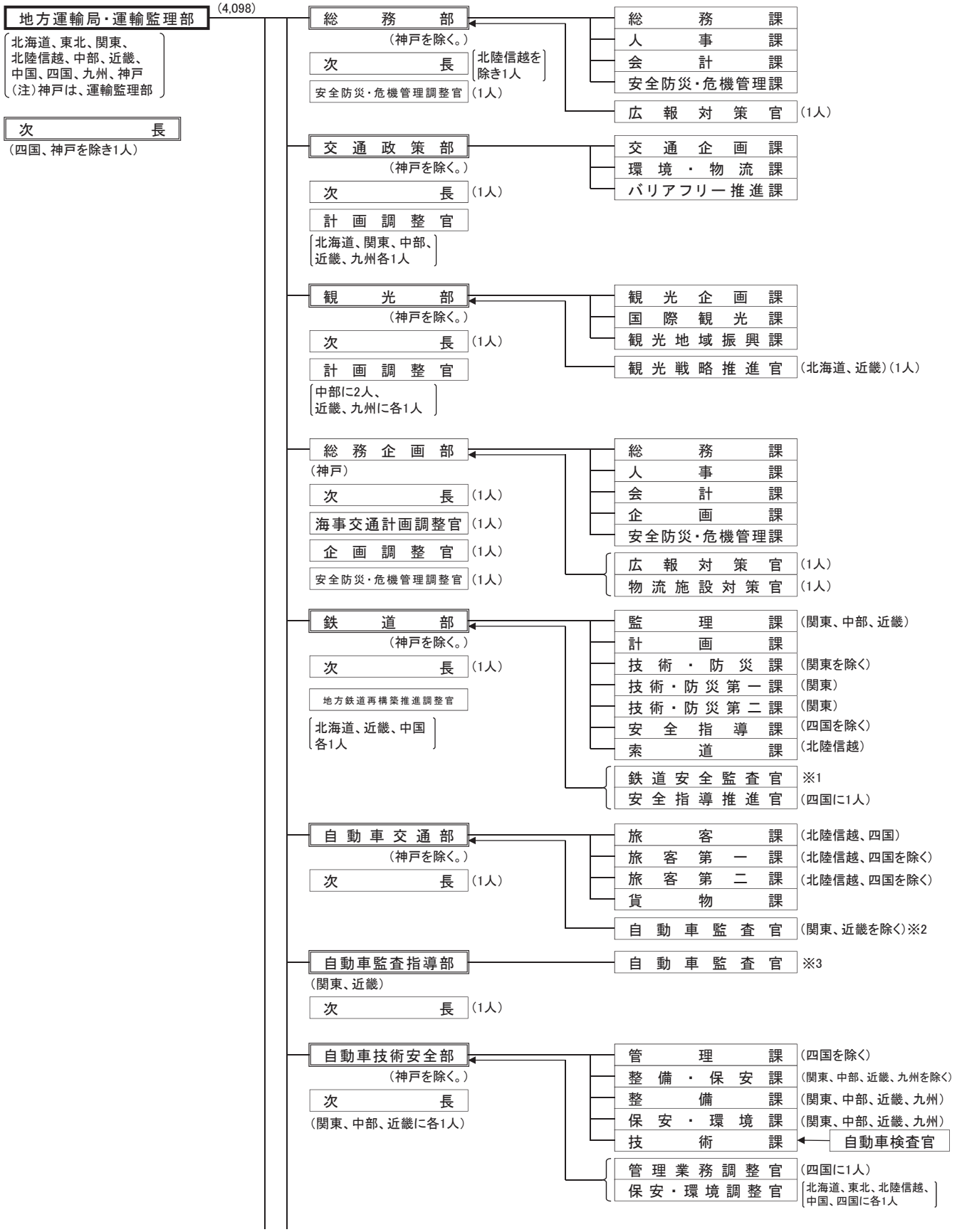
港湾空港部

- 港湾計画課
- 港湾建設課
- 港湾行政課
- 空港・防災課

農業水産部
調整官 (1人)

- 農業計画課
- 農業調査課
- 農業設計課
- 農業整備課
- 農業振興課
- 水産課

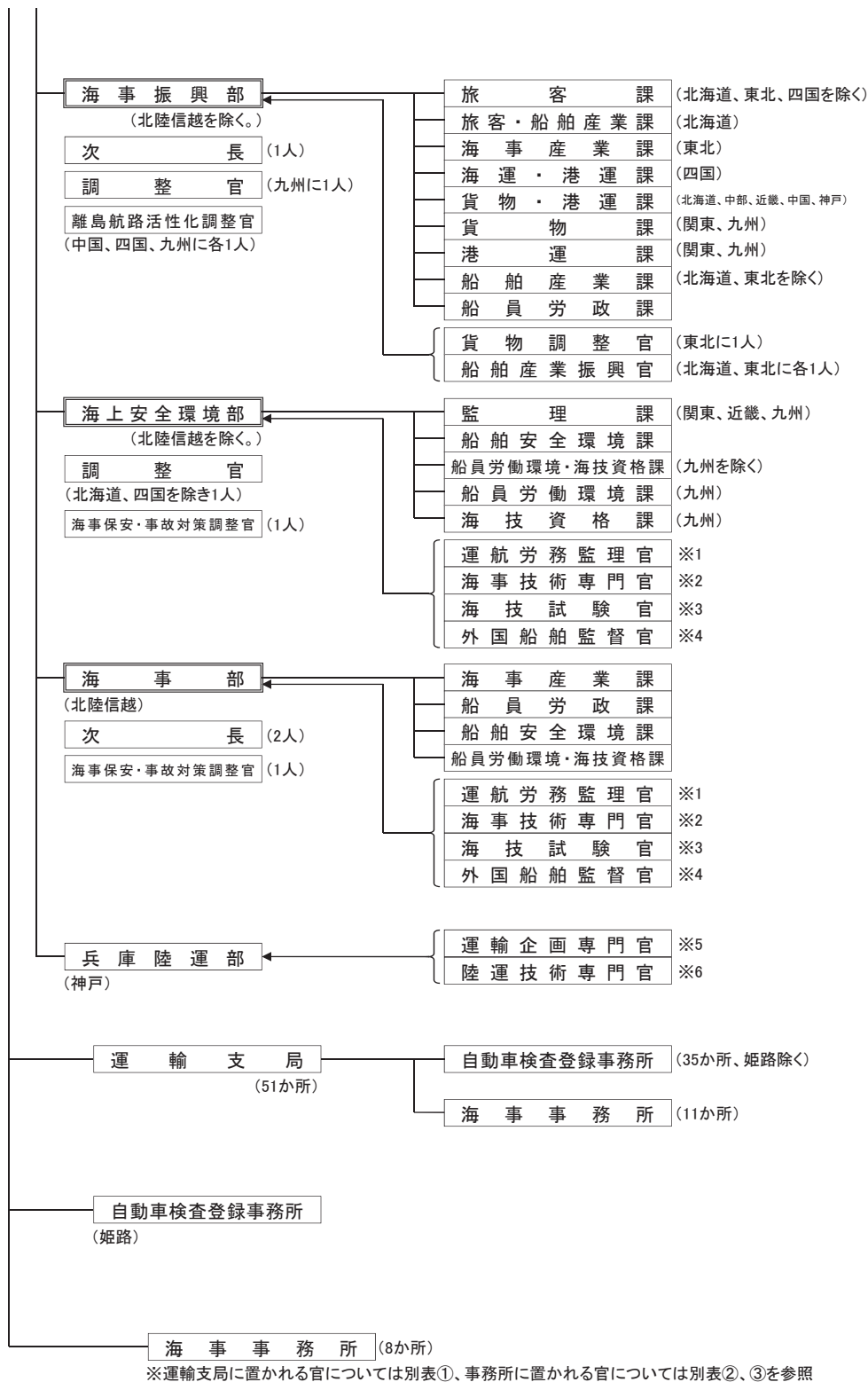




※1 鉄道安全監査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席鉄道安全監査官とする。

※2 自動車監査官のうちから国土交通大臣が指名する者を首席自動車監査官とする。

※3 自動車監査官のうちから国土交通大臣が指名する者2人を首席自動車監査官とし、関東運輸局にあっては、1人を次席自動車監査官とする。



- ※1 運航労務管理官のうちから大臣が指名する者を首席運航労務管理官及び次席運航労務管理官とする。
- ※2 海事技術専門官のうちから大臣が指名する者2人を首席海事技術専門官と、1人(関東にあっては2人)を次席海事技術専門官とする。
- ※3 海技試験官のうちから大臣が指名する者を首席海技試験官及び次席海技試験官(関東、九州)とする。
- ※4 外国船舶監督官のうちから大臣が指名する者を首席外国船舶監督官及び次席外国船舶監督官とする。
- ※5 運輸企画専門官のうちから大臣が指名する者3人を首席運輸企画専門官とする。
- ※6 陸運技術専門官のうちから大臣が指名する者を首席陸運技術専門官とする。

(別表①)

◎印を附した運輸支局には次長を置く。

○印を附した運輸支局には首席運輸企画専門官(運輸企画専門官のうちから大臣が指名する者)を置く。

☆印を附した運輸支局には次席運輸企画専門官(運輸企画専門官のうちから大臣が指名する者)を置く。

●印を附した運輸支局には運輸企画専門官を置く。

□印を附した運輸支局には首席陸運技術専門官(陸運技術専門官のうちから大臣が指名する者)を置く。

■印を附した運輸支局には陸運技術専門官を置く。

△印を附した運輸支局には首席海事技術専門官(海事技術専門官のうちから大臣が指名する者)を置く。

▽印を附した運輸支局には次席海事技術専門官(海事技術専門官のうちから大臣が指名する者)を置く。

▲印を附した運輸支局には海事技術専門官を置く。

★印を附した運輸支局には外国船舶監督官を置く。

支局	次長及び官の配置	支局	次長及び官の配置
札幌	○3、●、□1、■	岐阜	○4、●、□1、■
函館	◎1、○7、●、□1、■、△2、▲	静岡	◎1、○7、●、□1、■、△3、▲、★
旭川	◎1、○6、●、■、▲、★	愛知	◎1、○4、☆1、□1、■、●
室蘭	◎1、○7、●、□1、■、△2	三重	◎1、○7、●、□1、■、△1、▲、★
釧路	◎1、○7、●、□1、■、△1、★	滋賀	○2、●、□1、■
帯広	○2、●、□1、■	京都	◎1、○6、●、□1、■、★
北見	○2、●、□1、■	大阪	◎1、○5、☆1、●、□1、■
青森	◎1、○6、●、□1、■、△1	奈良	○2、●、□1、■
岩手	◎1、○4、●、□1、■、▲	和歌山	◎1、○6、●、□1、■、△2、▲、★
宮城	○3、●、□1、■	鳥取	◎1、○5、●、□1、■、△1、▲、★
秋田	◎1、○3、●、□1、■、▲、★	島根	◎1、○4、●、□1、■
山形	◎1、○3、●、□1、■、▲	岡山	◎1、○6、●、□1、■、△2、▲
福島	◎1、○6、●、□1、■、▲、★	広島	○3、●、□1、■
茨城	◎1、○5、●、□1、■、△1	山口	◎1、○7、●、□1、■、△1、▲、★
栃木	○2、●、□1、■	徳島	◎1、○5、●、□1、■、△1、▲
群馬	○2、●、□1、■	香川	○2、●、□1、■
埼玉	◎1、○4、●、□1、■	愛媛	◎1、○5、●、□1、■
千葉	◎1、○7、●、□1、■、△1、▲、★	高知	◎1、○5、●、□1、■、△1
東京	◎3、○9、☆1、●、□1、■、△3、▽1、▲、★	福岡	◎1、○8、☆1、●、□1、■、△2、▲、★
神奈川	◎1、○4、☆1、●、□1、■	佐賀	◎1、○5、●、□1、■
山梨	○3、●、□1、■	長崎	◎1、○7、☆1、●、□1、■、△3、▽1、▲、★
新潟	○4、●、□1、■	熊本	◎1、○7、●、□1、■、△1、▲、★
富山	◎1、○6、●、□1、■、▲、★	大分	◎1、○7、●、□1、■、△1、▲、★
石川	◎1、○6、●、□1、■、▲	宮崎	◎1、○7、●、□1、■
長野	○4、●、□1、■	鹿児島	◎1、○7、●、□1、■、△2、▲、★
福井	◎1、○6、●、□1、■、▲		

(別表②)

○印を付した自動車検査登録事務所には首席運輸企画専門官(運輸企画専門官のうちから大臣が指名する者)を置く。

●印を付した自動車検査登録事務所には運輸企画専門官を置く。

■印を付した自動車検査登録事務所には陸運技術専門官を置く。

支局(監理部)	事務所	官の配置	支局(監理部)	事務所	官の配置
青森	八戸	○1、●	新潟	長岡	○1、●、■
山形	庄内	○1、●、■	長野	松本	○1、●、■
福島	いわき	○1、●、■	岐阜	飛騨	●、■
茨城	土浦	○1、●、■	静岡	浜松	○1、●、■
栃木	佐野	○1、●、■		沼津	○1、●、■
埼玉	所沢	○1、●、■	愛知	豊橋	○1、●、■
	熊谷	○1、●、■		西三河	○1、●、■
	春日部	○1、●、■		小牧	○1、●、■
千葉	習志野	○1、●、■	大阪	なにわ	○1、●、■
	袖ヶ浦	○1、●、■		和泉	○1、●、■
	野田	○1、●、■	神戸	姫路	○1、●、■
東京	練馬	○1、●、■	広島	福山	○1、●、■
	足立	○1、●、■	福岡	北九州	○1、●、■
	八王子	○1、●、■		久留米	○1、●、■
	多摩	○1、●、■		筑豊	○1、●、■
神奈川	川崎	○1、●、■	長崎	佐世保	○1、●、■
	湘南	○1、●、■		厳原	●、■
	相模	○1、●、■	鹿児島	奄美	●、■

(別表③)

◎印を付した海事事務所には次長を置く。

○印を付した海事事務所には首席運輸企画専門官(運輸企画専門官のうちから大臣が指名する者)を置く。

●印を付した海事事務所には運輸企画専門官を置く。

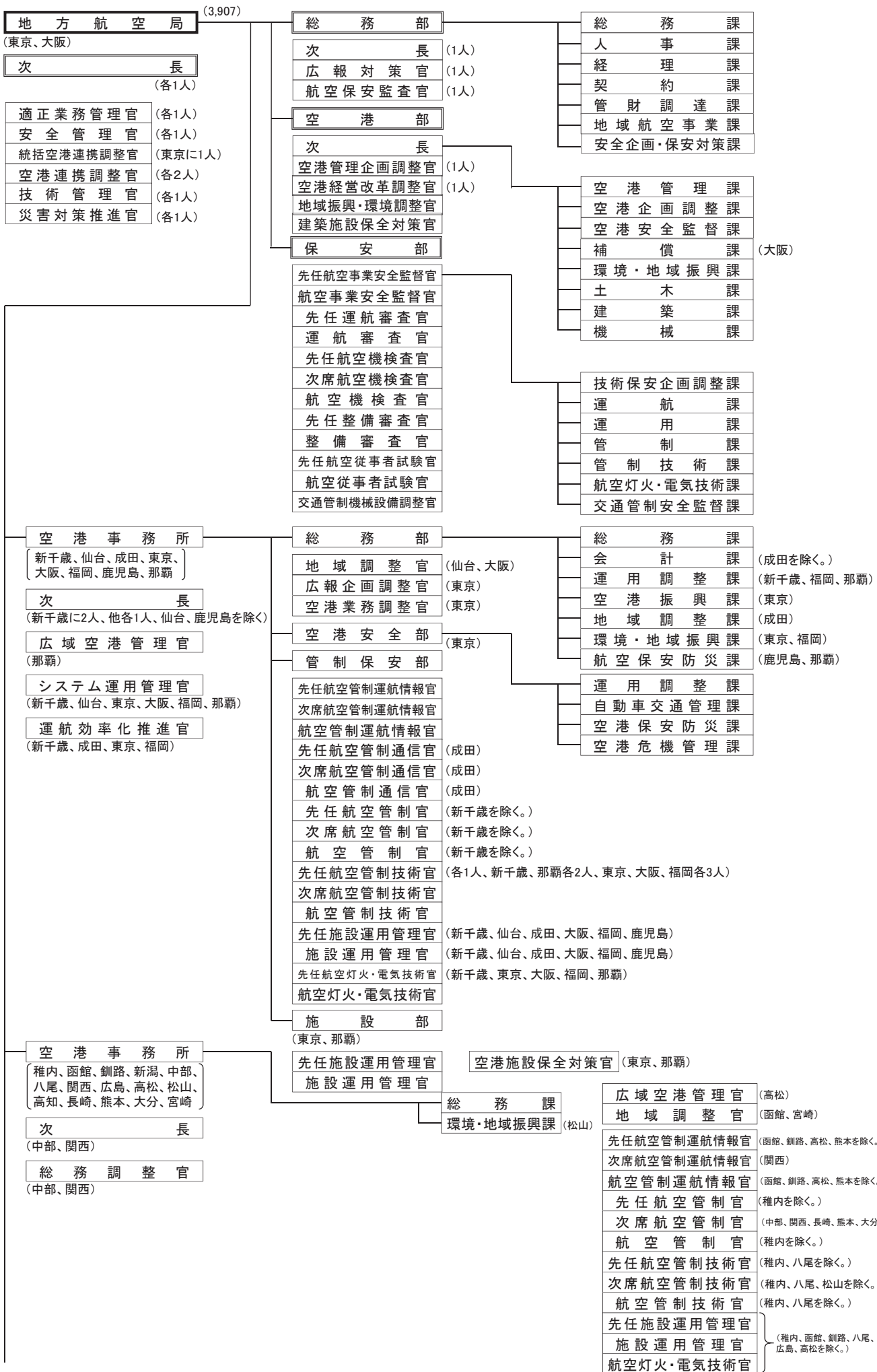
△印を付した海事事務所には首席海事技術専門官(海事技術専門官のうちから大臣が指名する者)を置く。

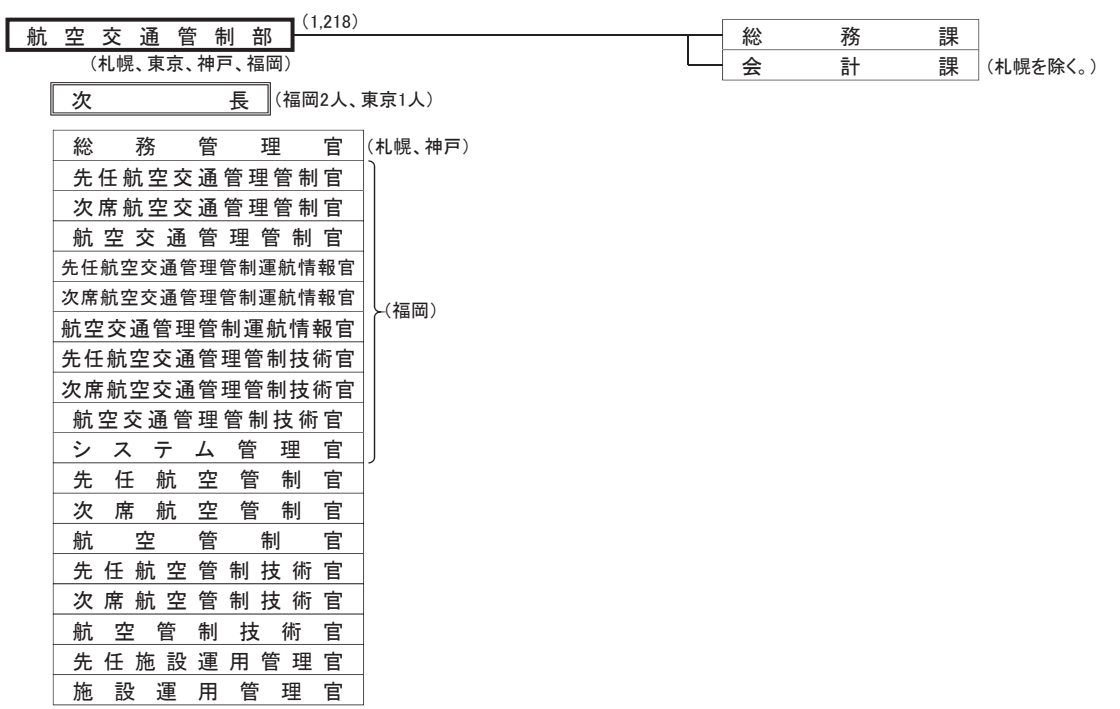
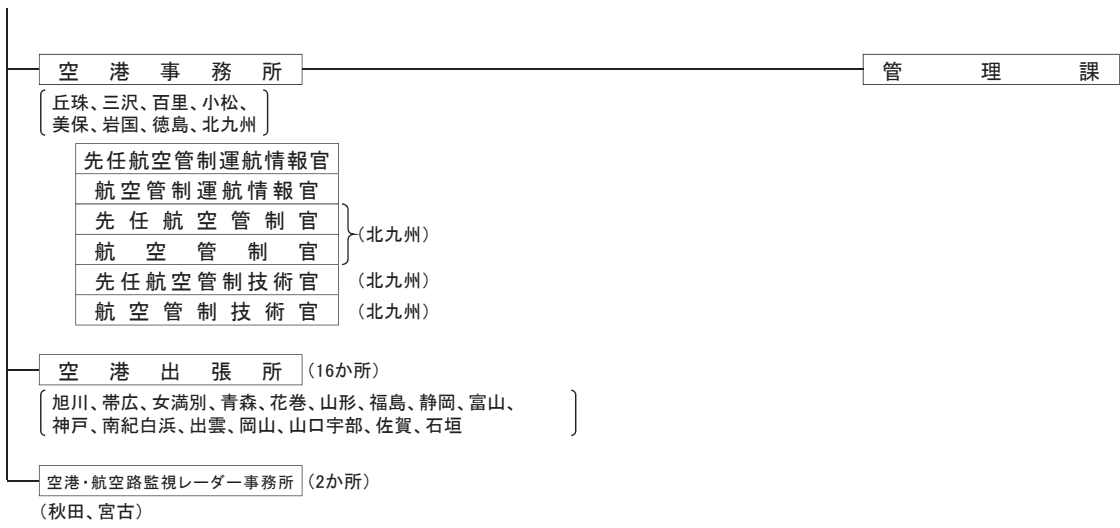
▽印を付した海事事務所には次席海事技術専門官(海事技術専門官のうちから大臣が指名する者)を置く。

▲印を付した海事事務所には海事技術専門官を置く。

★印を付した海事事務所には外国船舶監督官を置く。

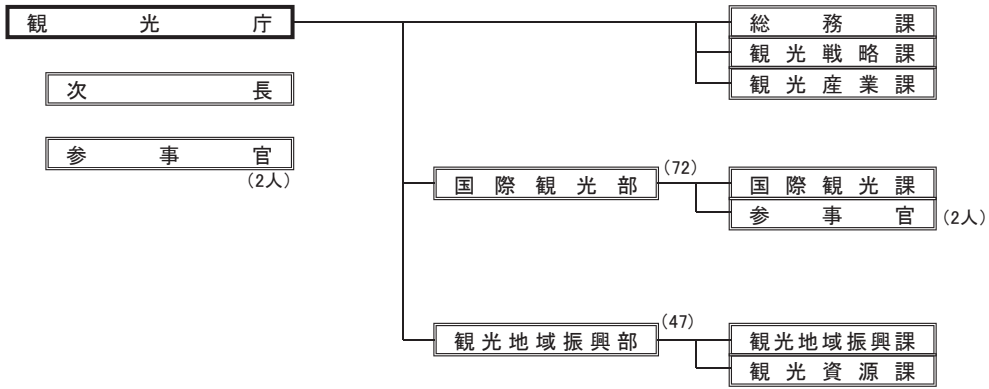
局(監理部)	支局	海事事務所	次長及び官の配置
北海道	室蘭	苫小牧	◎1、○1、●、▲、★
東北	青森	八戸	◎1、○1、●、△1、▲、★
		石巻	◎1、○1、●、△1
		気仙沼	◎1、○1、●、△1、▲
関東	茨城	鹿島	◎1、○1、●、▲、★
		川崎	◎1、●、▲、★
中部	静岡	下田	◎1、○1、●、△1
	三重	鳥羽	◎1、○1、●、△1
近畿	和歌山	勝浦	◎1、●
神戸		姫路	○3、●、△1、▲、★
中国	岡山	水島	◎1、○1、●、▲、★
		呉	○2、●、△2、▲
		尾道	○3、●、△3、▽1、▲、★
		因島	◎1、●、△1、▲
四国	愛媛	今治	○3、●、△1、▽1、▲、★
		宇和島	◎1、○1、●、△1
九州		下関	◎1、○3、●、△3、▲、★
	福岡	若松	○3、●
	長崎	佐世保	○3、●、△2、▲





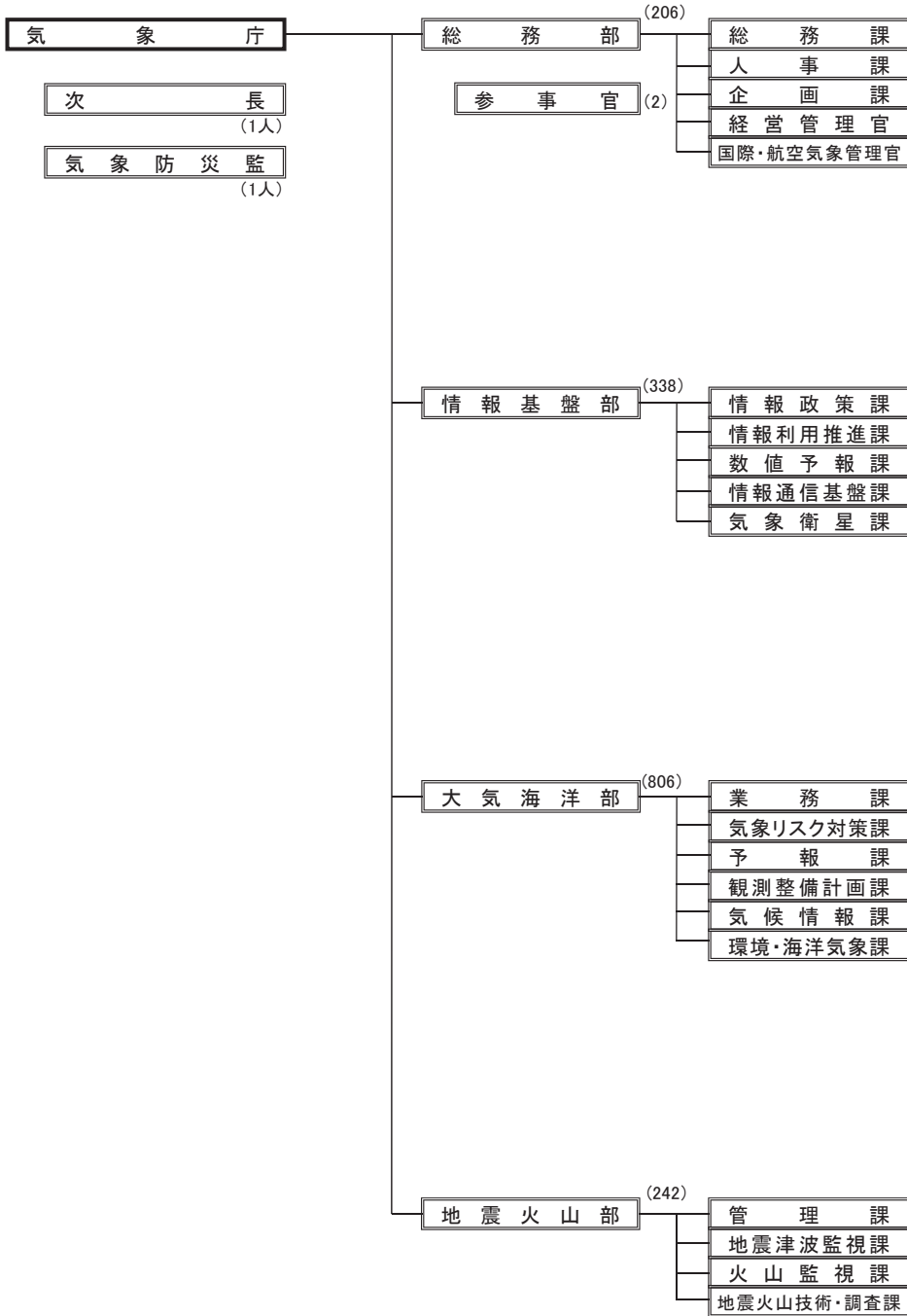
(外局) (20,110)

観光庁 (223)

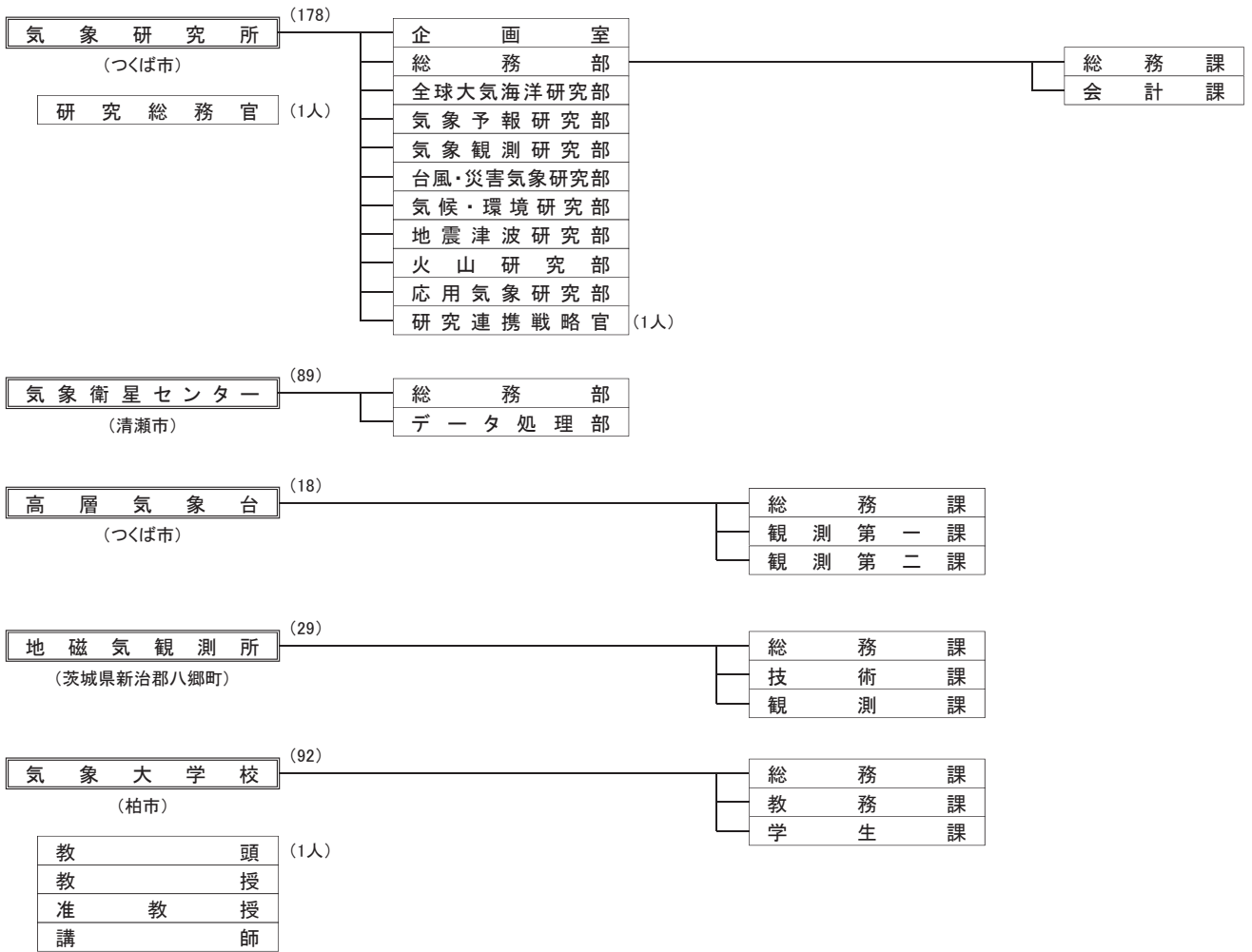


気象庁 (5,025)

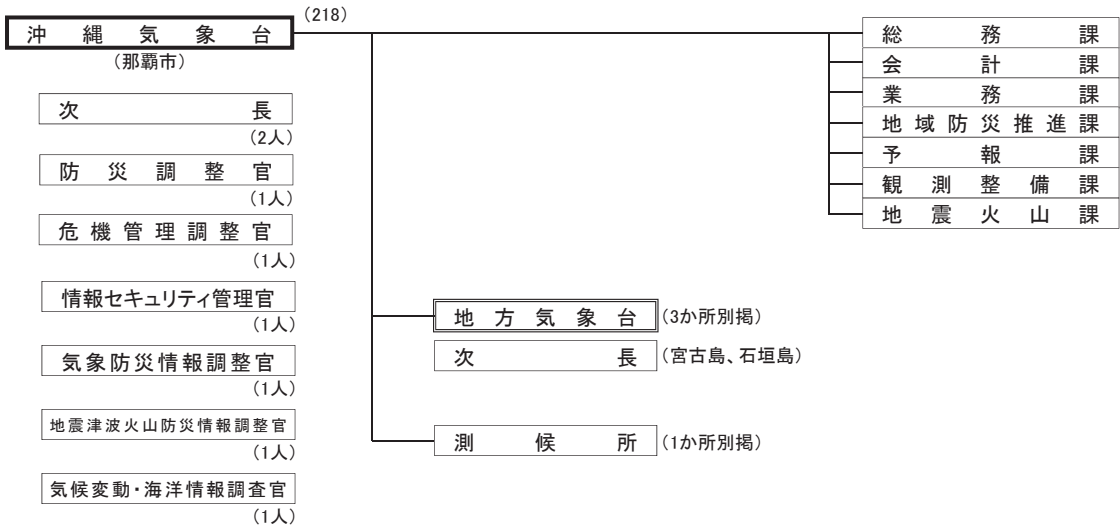
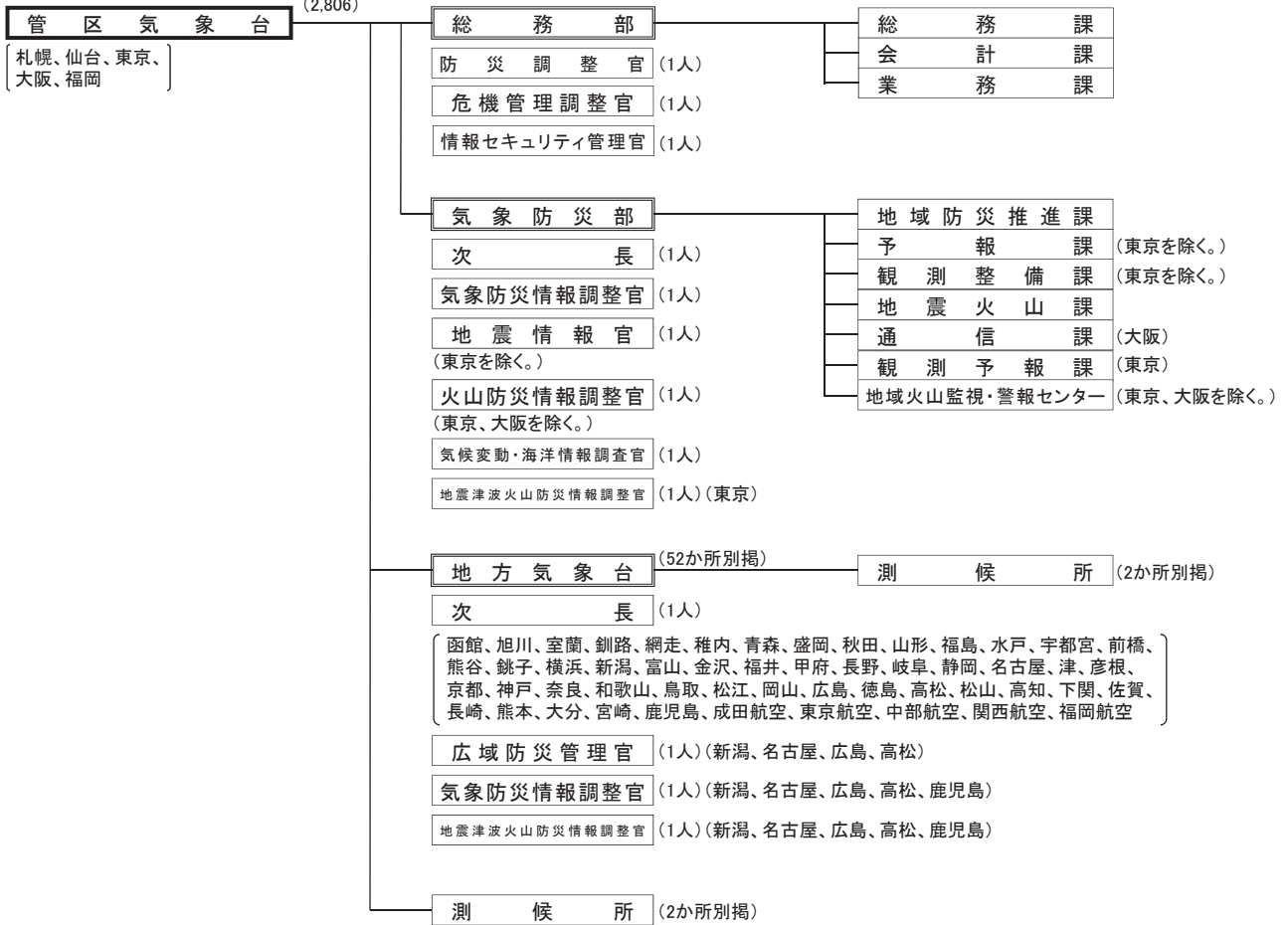
(内部部局) (1,595)



(施設等機関) (406)

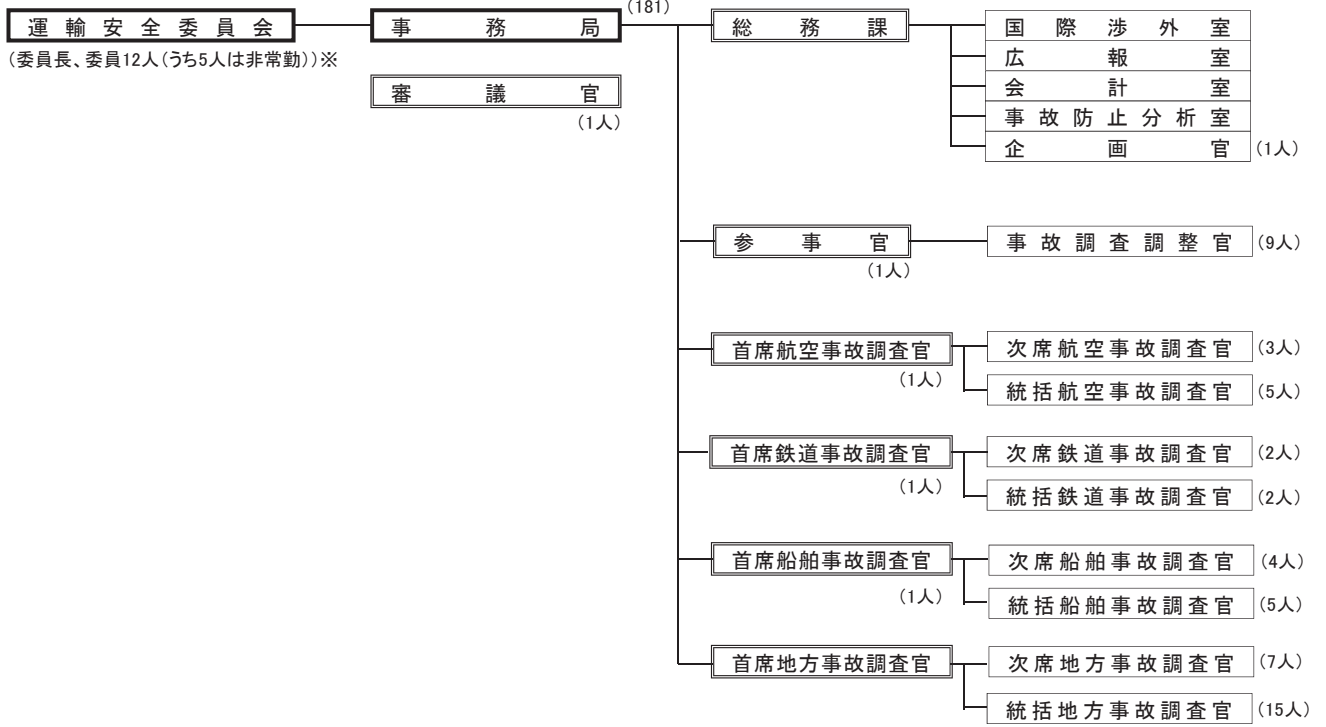


(地方支分部局) (3,024)



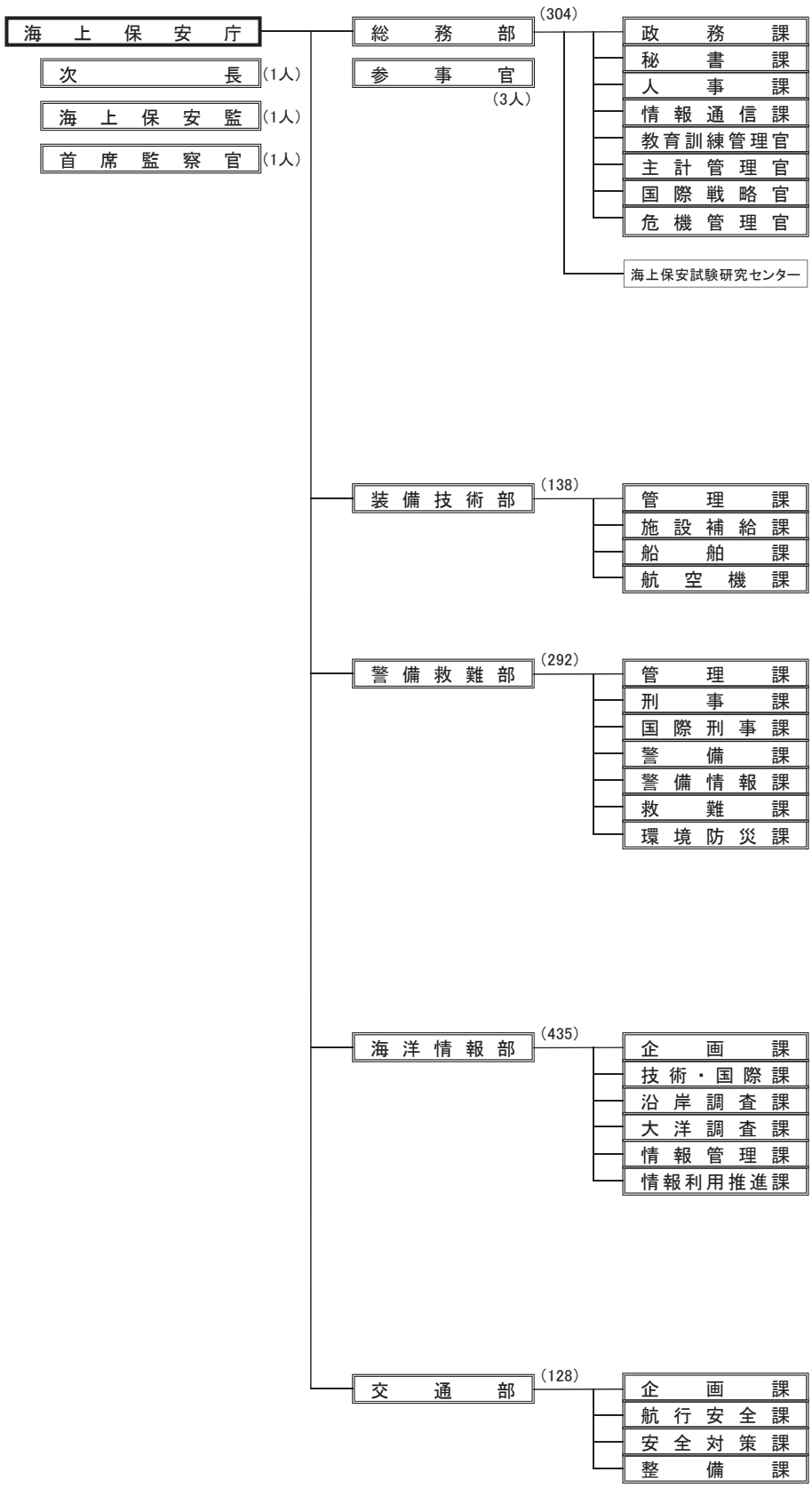
地方気象台・測候所一覧表					
気象台	地方気象台	測候所	気象台	地方気象台	測候所
札幌管区 地方気象台 6 2	—	新千歳航空	大阪管区 地方気象台 14	彦根	
	函館			京都	
	旭川			神戸	
	室蘭			奈良	
	釧路	帯広		関西航空	
	網走			和歌山	
	稚内			鳥取	
				松江	
仙台管区 地方気象台 5	青森			岡山	
	盛岡			広島	
	秋田			徳島	
	山形			高松	
	福島			松山	
東京管区 地方気象台 19	水戸			福岡管区 測候所 地方気象台 8 1	高知
	宇都宮		下関		
	前橋		福岡航空		
	熊谷		佐賀		
	銚子		長崎		
	成田航空		熊本		
	東京航空		大分		
	横浜		宮崎		
	新潟		鹿児島	名瀬	
	富山		沖縄 測候所 地方気象台 3	—	那覇航空
	金沢			宮古島	
	福井			石垣島	
	甲府			南大東島	
	長野				
	岐阜				
	静岡				
	名古屋				
	中部航空				
	津				
	管区気象台 地方気象台	5 55		沖縄気象台 測候所	1 4

運輸安全委員会 (181)

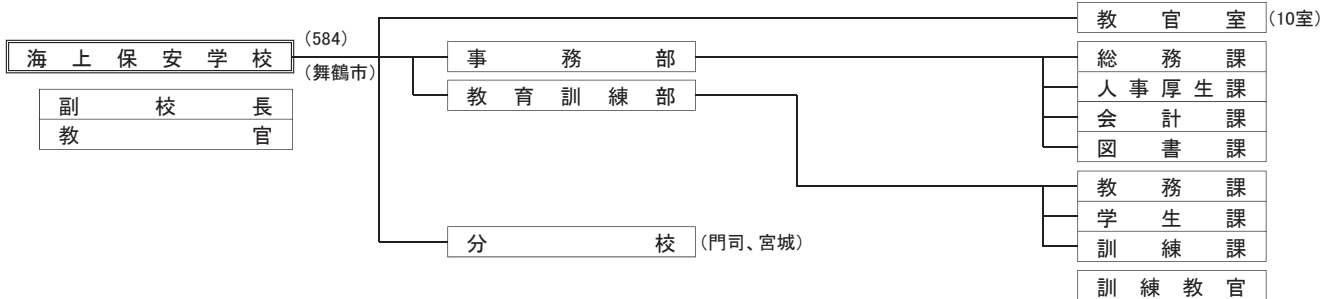
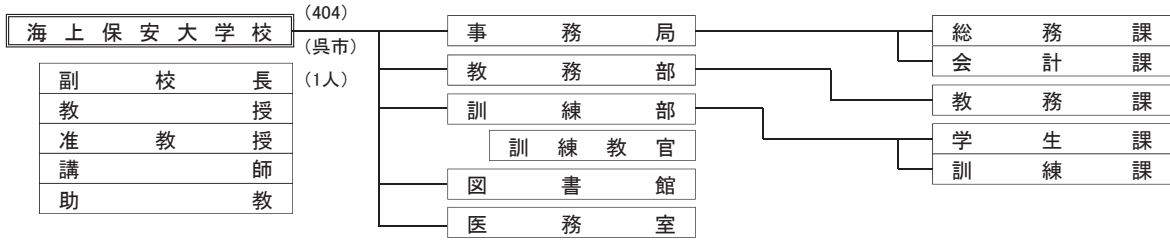


海上保安庁 (14,681)

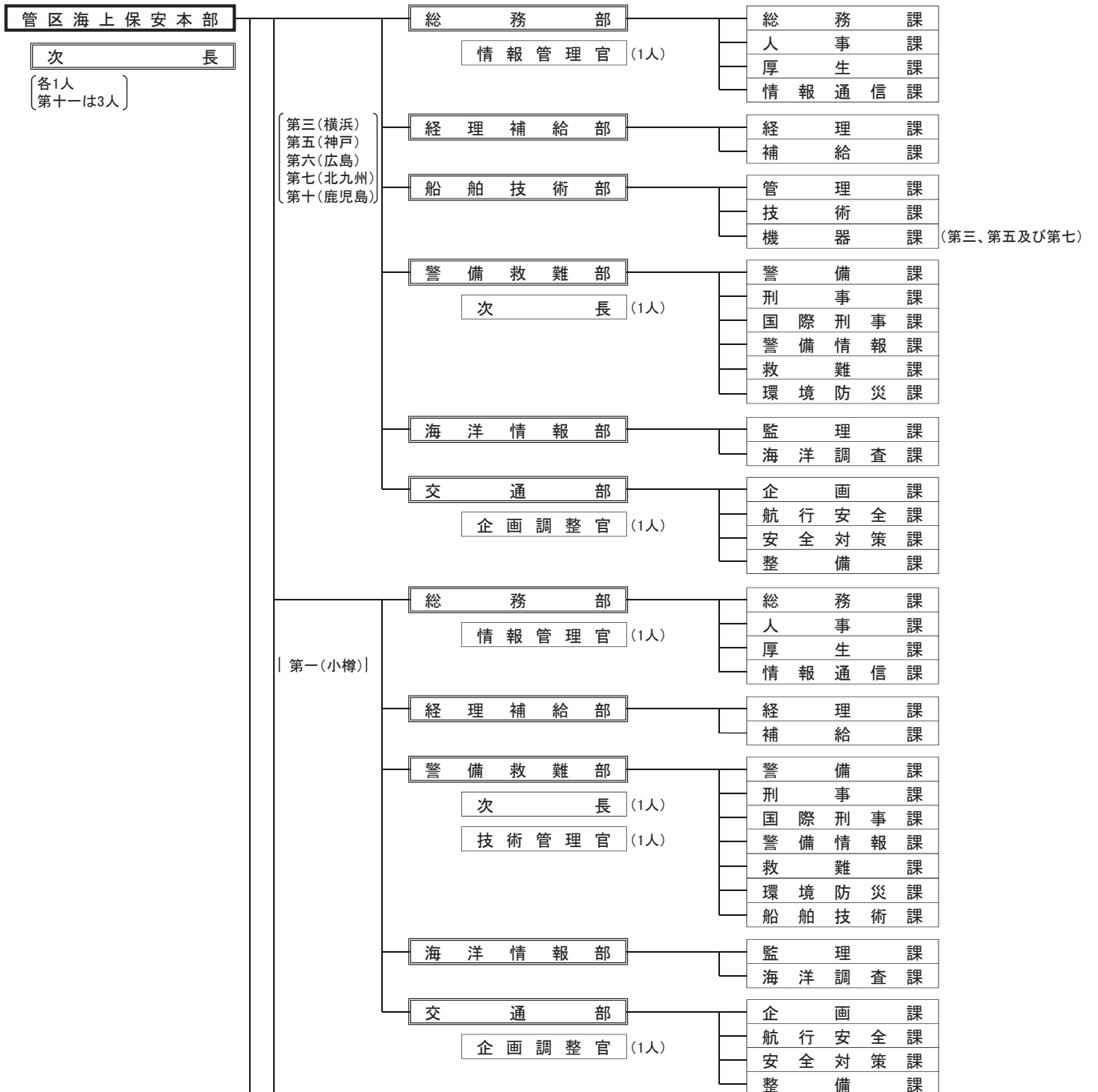
(内部部局) (1,303)

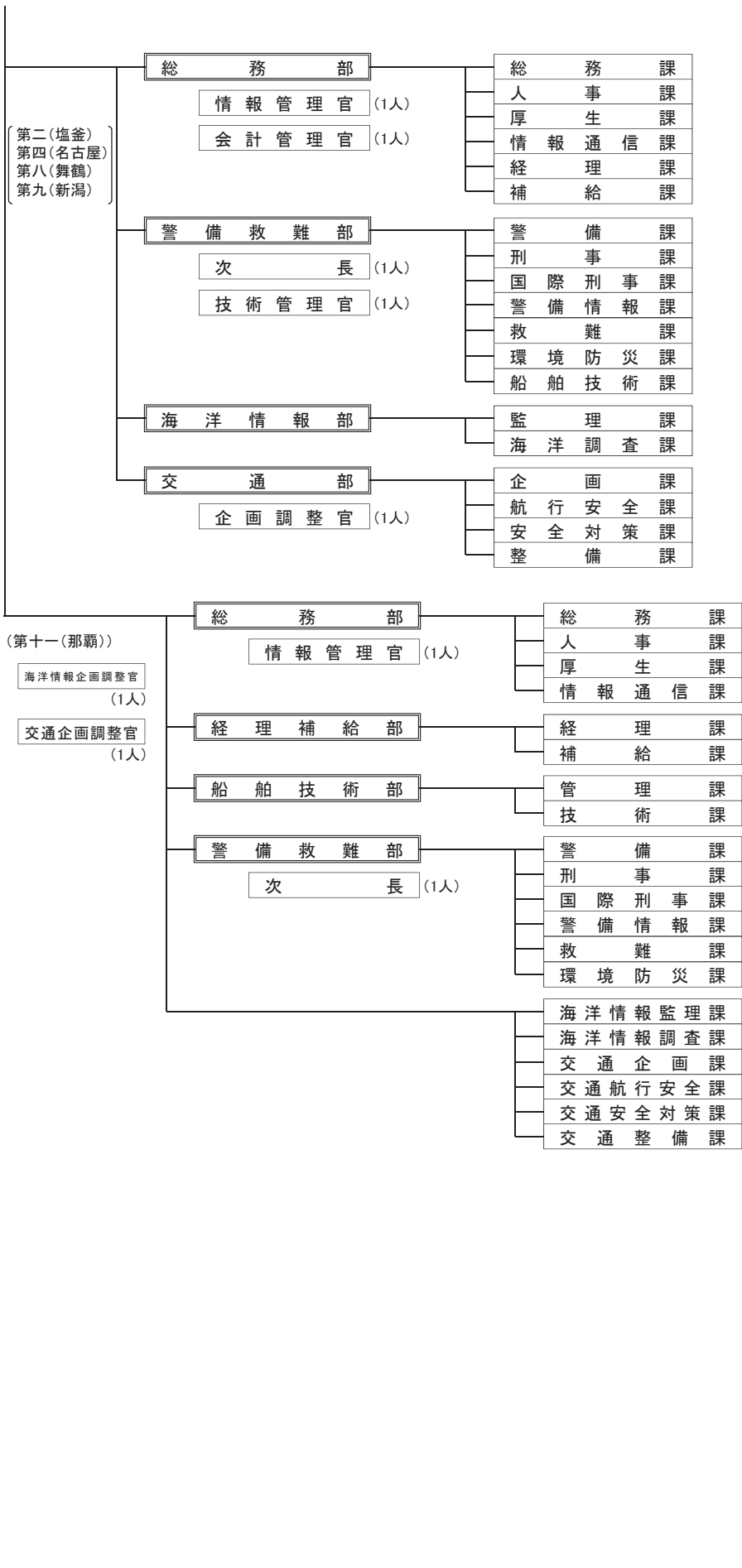


(施設等機関) (988)



(地方支分部局) (12,390)







海上保安部、海上保安署、航空基地一覧表											
	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八	第九	第十	第十一
海上保安部 (70カ所)	函館 小樽 室蘭 釧路 留萌 稚内 紋別 根室	青森 八戸 釜石 宮城 秋田 酒田 福島	茨城 千葉 銚子 東京 横浜 横須賀 清水 下田	名古屋 四日市 尾鷲 鳥羽	神戸 姫路 和歌山 田辺 徳島 高知	水島 玉野 広島 呉 尾道 徳山 高松 松山 今治 宇和島	仙崎 門司 若松 福岡 三池 唐津 長崎 佐世保 対馬 大分	敦賀 舞鶴 境 浜田	新潟 伏木 金沢 七尾	熊本 宮崎 鹿児島 串木野 奄美	那覇 石垣 中城 宮古島
海上保安署 (61カ所)	網走 苫小牧 江差 瀬棚 浦河 広尾 羅臼	宮古 石巻 気仙沼	鹿島 木更津 勝浦 小笠原 川崎 湘南 御前崎	三河 衣浦	堺 岸和田 西宮 加古川 海南 串本 宿毛 土佐清水	福山 岩国 柳井 坂出 小豆島 新居浜	下関 宇部 苅田 萩 伊万里 壱岐 五島 平戸 比田勝 佐伯	小浜 福井 宮津 香住 鳥取 隠岐	上越 佐渡 能登	八代 天草 日向 喜入 指宿 種子島 志布志 古仁屋	名護
航空基地 (12カ所)	函館 釧路 千歳	仙台	羽田			広島	北九州	美保	新潟	鹿児島	那覇 石垣